

報告第十七号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年九月二十日

江戸川区長 多田正見

和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	1,631,723 円	5 件
合 計	1,631,723 円	5 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	340,602 円	平成30年4月25日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100236号	平成9年3月10日	元金 128,000 円 利息金 3,800 円 遅延損害金 208,802 円	平成30年5月から平成33年1月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成33年2月末日限り 10,602円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	543,229 円	平成30年4月20日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100249号	平成3年3月5日	元金 170,000 円 利息金 6,900 円 遅延損害金 366,329 円	平成30年6月から平成32年7月まで 毎月15日限り 20,000円ずつ 平成32年8月15日限り 23,229円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
3	529,144 円	平成30年4月10日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100278号	平成5年8月18日	元金 190,000 円 利息金 5,400 円 遅延損害金 333,744 円	平成30年4月から平成34年7月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成34年8月末日限り 9,144円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
4	60,523 円	平成30年4月12日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100292号	平成26年2月4日	元金 48,000 円 利息金 5,400 円 遅延損害金 7,123 円	平成30年5月から平成30年9月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成30年10月末日限り 10,523円	原告 江戸川区 被告 市川市民 (連帯保証人)
5	158,225 円	平成30年5月10日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100309号	平成27年3月25日	元金 143,000 円 利息金 4,500 円 遅延損害金 10,725 円	平成30年5月から平成31年2月まで 毎月末日限り 15,000円ずつ 平成31年3月末日限り 8,225円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 八丈町民 (連帯保証人)
計	1,631,723 円						